

令和8年4月玉村町教育委員会定例会 議事録

開催年月日	令和8年4月24日（金）
開催の場所	玉村町役場4階 会議室
会議日程	<p>第1 議事録署名委員の指名について</p> <p>第2 会期の決定について</p> <p>第3 前回議事録の承認について</p> <p>第4 行事日程について</p> <p>第5 教育長報告</p> <p>第6 議事</p> <p>第7 その他</p> <p style="padding-left: 20px;">1) 報告連絡事項</p> <p style="padding-left: 20px;">2) その他</p>
出席者	<p>鈴木 寛 史 （教育長）</p> <p>田 村 憲 夫 （教育長職務代理者）</p> <p>齊 藤 尚 樹 （教育委員）</p> <p>内 田 美智子 （教育委員）</p> <p>根 岸 美 佳 （教育委員）</p> <p>青 木 栄 二 （学校教育課長）</p> <p>金 子 英 明 （生涯学習課長）</p> <p>小 林 清 美 （学校教育課職員／書記）</p>
開 会	教育長より開会宣言があった。
日 程 第 1	<p>－ 議事録署名委員の指名について －</p> <p>教育長より、議事録署名委員として田村委員の指名があった。</p>
日 程 第 2	<p>－ 会期の決定について －</p> <p>教育長より、会期は本日1日限りとする旨、発言があった。</p> <p>（異議なし）</p>
日 程 第 3	<p>－ 前回議事録の承認について －</p> <p>令和8年3月定例会の議事録の承認を求め、承認された。</p>

<p>日 程 第 4</p>	<p>－ 行事日程について － 令和8年5月の行事日程について、学校教育課長及び生涯学習課長より日程表を基に、説明がされた。 (質問等はなし)</p>
<p>日 程 第 5</p>	<p>－ 教育長報告 － 報告第8号「児童・生徒・園児数等について」 学校教育課長より、令和8年4月7日現在の児童生徒数・学級数の確定値および令和8年4月1日現在の教職員数等について、資料を基に報告があった。 (質問等はなし)</p> <p>報告第9号「玉村町教育委員会の共催及び後援を承認した事業について」 学校教育課長より、令和7年度後期の共催及び後援を承認した事業について、資料を基に報告があった。 (質問等はなし)</p> <p>報告第10号「玉村町社会教育委員会の開催結果について」 生涯学習課長より、玉村町社会教育委員会の開催結果について資料を基に報告があった。 (質問等はなし)</p> <p>報告第11号「玉村町社会教育団体について」 生涯学習課長より、令和8年度の社会教育団体の認定について、45団体の認定をした旨、資料を基に報告があった。 (質問)</p> <p>根岸委員 生涯学習課長 何人いると補助金が出るというのとは別なのか。 文化センター内の公民館施設を無料で利用することができる。会員が5名以上かつ半数以上が町民、代表者も町民であることが認定条件となっている。</p> <p>内田委員 生涯学習課長 町外の方も入っているか。 入っている団体もある。</p> <p>内田委員 生涯学習課長 昔、ジャグリングをやっている団体があったが、あれも生涯活動か。 公民館の教室の後、サークル化することが多いのであったかもしれない。</p>
<p>日 程 第 6</p>	<p>－ 議事 － 承認第1号「教育委員会職員の人事異動について」 学校教育課長より、令和8年3月31日発令および令和8年4月1日発令の教育委員会事務局職員の人事異動について、教育長の臨時代理により決定した旨、資料を基に説明がされた。</p>

<p>内田委員 生涯学習課長</p>	<p>(質問および異議なく、原案のとおり承認された)</p> <p>承認第2号「玉村町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について」 生涯学習課長より、資料を基に説明があった。 (質問および異議なく、原案のとおり承認された)</p> <p>承認第3号「玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定について」 生涯学習課長より、資料を基に説明があった。 (質問) 半面つけるということは、どういうことか。 別々の団体が半面ずつ使用するケースを想定している。 次の案件も関係するため、生涯学習課長より、続けて説明。</p>
<p>根岸委員 生涯学習課長</p>	<p>承認第4号「玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例施行規則の制定について」 生涯学習課長より、資料を基に説明があった。 (質問) いつ、どのように支払うのか。役場に払うのか。 規則第4条に「使用を希望する者は、使用しようとする月の前月の10日までに、学校開放空調設備使用申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。」とあり、支払いについては前納制で文化センターの窓口での支払いとなる。</p>
<p>根岸委員 教育長</p>	<p>玉中なら玉中の電気代として納めるということか。 その通りだが、支払先は学校ではなく町に納めることとなる。 (承認第3号及び第4号は異議なく、原案のとおり承認された)</p>
	<p>議案第12号「玉村町生涯学習推進員の委嘱について」 生涯学習課長より、令和7年度から令和8年度の2年間の任期により委嘱したい旨、資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p>
	<p>議案第13号「玉村町人権教育推進委員の委嘱について」 生涯学習課長より、人事異動等に伴う新任者の委嘱について資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p>
	<p>議案第14号「玉村町箇茂木集会所運営委員の委嘱について」 生涯学習課長より、人事異動等に伴う新任者の委嘱について資料を基に説明がされ</p>

<p>日程第7</p>	<p>た。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p> <p>議案第15号「玉村町公民館運営審議会委員の委嘱について」 生涯学習課長より、人事異動等に伴う新任者の委嘱について資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p> <p>議案第16号「玉村町歴史資料館運営委員の委嘱について」 生涯学習課長より、令和8年度から令和9年度の2年間の任期により委嘱したい旨、資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p> <p>議案第17号「玉村町文化財調査委員の委嘱について」 生涯学習課長より、令和8年度から令和9年度の2年間の任期により委嘱したい旨、資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p> <p>議案第18号「玉村町学校開放事業管理指導員の委嘱について」 生涯学習課長より、令和8年度から令和9年度の2年間の任期により委嘱したい旨、資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p> <p>議案第19号「玉村町学校給食運営委員の委嘱について」 学校教育課長より、人事異動等に伴う新任者の委嘱について資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p> <p>議案第20号「玉村町立図書館協議会委員の委嘱について」 生涯学習課長より、令和8年度から令和9年度の2年間の任期により委嘱したい旨、資料を基に説明がされた。 (質問および異議なく、原案のとおり可決された)</p> <p>－ その他 － 1 報告連絡事項 学校教育課長より、「児童生徒の欠席に関する報告」および「教職員全体研修会について」、について資料を基に報告および説明があった。 (質問)</p>
-------------	--

根岸委員	京都の事例があったが、登校していないとなった時、学校や町のルールとして連絡はいつ行くのか。決まっているのか。
教育長	学校ごとのルールで教育委員会として示してはいないが、すぐに連絡を取っている。連絡がつかない場合は訪問し、確認している。
田村委員	マニュアルがあるということは月に何回か訓練的なものがあるのか。
教育長	年度初めの職員会議では、新任の先生もいるので確認していると思うが、日常的に起こっていることなので、避難訓練と異なり、ある意味毎日が訓練とも言える。なので、やらないことはありえない。
学校教育課長	テトルというシステムで欠席の連絡をするようになっているが、学校によってはテレビ画面や教職員のタブレットの中で欠席者を確認できる。担任がそれを確認の上で教室に行った際、来ていない子がいれば、学校により異なるが、担任が直接連絡したり、職員室に連絡が来ていないか確認したり、教頭や学年外の先生が連絡を取ったりする。
根岸委員	連絡が行くのがお昼とかではなく。
教育長	10分、20分過ぎれば連絡する。
根岸委員	保護者としては、連絡がちゃんと伝わっているのか不安もあるので、返信等でわかると良い。
教育長	1件ごとに返信するのは難しいが、確認の徹底について校園長会議で話したい。
	2 その他
	学校教育課長より、「入学式の期日変更に伴う状況報告」について資料を基に報告および説明があった。
	(質問)
根岸委員	関係ない質問だが、学校の参観日は学校が決めているのか。
教育長	学校で決めている。参観日を決めている学校もあれば、いつでも受け入れている学校もある。PTA 総会に合わせたりと色々である。
	生涯学習課長より、初夏の古本市、歴史資料館ミニ企画展、オトカ塚古墳出土品の報告書の紹介があった。
閉 会	教育長から閉会宣言があった。